

保険料額はこうして決まります

保険料は、前年中の所得金額などを基に、個人ごとに計算、賦課されます。

$$\text{保険料 (年額)} = \text{所得割額 (前年中の総所得額 - 基礎控除額 [33万円]) \times 所得割率 [7.14\%]} + \text{均等割額 (被保険者一人当たり 38,760円)}$$

保険料の計算方法 (概算)

スタート① 【所得割額】



わたしの保険料は
いくらになるんだろう？
計算してみよう！

あなたの健康保険は、次のうちどちらですか

国民健康保険

被用者保険
(通称=社会保険)

あなたは被用者保険の本人ですか
それとも家族(被扶養者)ですか

被用者保険の
本人

被用者保険の
家族(被扶養者)

あなたの収入は、次のうちどちらですか

公的年金等の収入だけ

公的年金等の収入 + そのほかの収入

公的年金等収入 - 120万円は
いくらですか

あなたの所得金額の合計は
いくらですか
※平成18年分確定申告書をご覧ください

※120万円は公的年金等控除
※遺族・障害年金は除きます

※実際は、平成19年分の所得で計算されます

A 円
あなたの所得割額を計算しましょう

$$\text{総所得額} - \text{基礎控除額} \times \text{所得割率} \\ \text{(A - 33万円)} \times 0.0714$$

あなたの所得割額

B 円

※Aが33万円以下なら所得割額は0円

被用者保険の扶養だった人の保険料

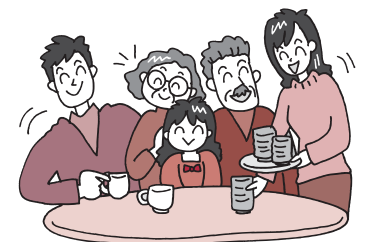
- 所得割額
 - ▶平成20年4月から22年3月までの2年間は、賦課されません(0円)
- 均等割額
 - ▶平成20年4月～9月 → 賦課されません(0円)
 - ▶平成20年10月～21年3月 → 38,760円の5割の10% (1,938円)
 - ▶平成21年4月～22年3月 → 38,760円の5割 (19,380円)

スタート② 【均等割額】

あなたは一人世帯ですか

一人世帯です

家族がいます



A - 15万円は
いくらですか

※Aは、あなたの総所得額
※15万円は公的年金所得がある人のみ(高齢者特別控除)

■世帯主と世帯内の後期高齢者の所得を合算します。

- ①公的年金等を受給している高齢者は、**A** - 15万円
- ②世帯主が後期高齢者でないときは、世帯主の所得金額も合算します。

上記の①+②

あなたの世帯の「均等割軽減判定所得」
円

あなたの世帯の「均等割軽減判定所得」は、**1**～**4**のどれに当てはまりますか

1
33万円以下

2
(33万円 + 24.5万円 × 世帯主以外の後期高齢者数) 以下

3
(33万円 + 35万円 × 後期高齢者数) 以下

4
3より多い

7割軽減該当
38,760円 × 0.3 = 11,628円

5割軽減該当
38,760円 × 0.5 = 19,380円

2割軽減該当
38,760円 × 0.8 = 31,008円

軽減該当なし
38,760円

※38,760円は、軽減前の均等割額

あなたの均等割額
C 円

所得割額 均等割額

$$\text{B} + \text{C} =$$

あなたの保険料 (年額) ※限度額50万円

円